

施設使用に関する決まり

都立狛江高等学校開放事業運営委員長
東京都立狛江高等学校長

- 1 学校敷地内は全面禁煙です。
- 2 正門から責任者と一緒にまとまって出入りしてください。
- 3 正門は必ず閉めてください。
- 4 終了時間を厳守してください。
- 5 自転車は、自転車置き場に並べて鍵をかけて置いてください。
テニスコート、グラウンドに乗り入れることは絶対にしないでください。
- 6 自動車（オートバイを含む）での来校は禁止しております。
- 7 使用を承認された施設以外の場所に立ち入らないでください。機械警備のため、校舎内等に入ることはできません。
- 8 施設利用にあたっては、試合会場でなく練習場所としてお考えください。
- 9 テニスコート内ではテニスシューズを着用してください。
- 10 更衣室は用意されていません。トイレは、体育館横の外トイレをお使いください。
- 11 活動中、近くの住民に騒音等の迷惑をかけないように注意してください。
- 12 活動中、学校の施設、設備、ガラス等を破損したときは、直ちに管理指導員が対応してください。職員が校内にいる場合、一報を入れて指示に従ってください。
校内職員が不在・対応不可の場合は、応急措置を行い、直後の平日に経営企画室担当に連絡のうえ、その指示に従ってください。
- 13 使用者の事故等については、各団体の責任において処置を取ってください。
- 14 使用団体は、呼び出しや連絡等で学校の電話を使用することはできません。
- 15 終了後は必ず清掃を行い、現状復旧してください。
- 16 ゴミ、空き容器等はすべて持ち帰るようにしてください。
- 17 予定していた日を使用しなくなった場合は、事前に経営企画室までご連絡ください。

※ 以上の注意事項に違反していることが判明した場合は、団体登録を取り消しさせていただきます。
なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがありますので、ご承知おきください。